

虹村公園使用承諾基準

1 目的

この基準は、虹村公園の使用に関する取扱要綱（平成28年4月1日実施）に基づいて、虹村公園の公園施設の使用を承諾する場合の基準を定めるものとする。

2 使用承諾基準

多目的広場（EからHまでの区画に限る。以下「広場」という。）の使用承諾基準は、次のとおりとする。

(1) 広場での硬式野球は禁止とする。

(2) 広場での軟式野球及び硬式ソフトボール（以下「軟式野球等」という。）での使用に当たっては、安全確保のため、当該区画に隣接する区画での他の使用は承諾せず、斜向かいの区画のみ他の使用を承諾するものとする（例えば、Eの区画において軟式野球等での使用を承諾している場合の他の区画の使用にあつては、F及びHの区画の使用は承諾せず、Gの区画の使用のみ承諾する。）。ただし、使用内容の聴き取り等により危険性がないと判断し、かつ、既に使用の承諾を得た者の同意を得た場合は、この限りでない。

付 則

1 この基準は、平成28年6月1日から実施する。

2 この基準の実施日前に呉市総合体育館（オークアリーナ）で使用申込みの受付等をしていった際の使用承諾に係る運用については、この基準の実施後も、なお従前の例による。